

最低賃金法第25条5項の規定に基づく関係労使の意見提出状況

	提出年月日 (受理年月日)	労使の別	名称	代表者
1	R8.7.17	使用者 (団体)	商業組合静岡県タクシー協会	理事長 松永 勝裕
2	R8.7.21	労働者 (団体)	静岡県労働組合評議会	議長 菊池 仁
3	R8.7.21	労働者 (団体)	静岡自治体労働組合総連合	執行委員長 菊池 仁
4	R8.7.21	労働者 (団体)	ユーコープ労働組合	中央執行委員長 積 哲也
5	R8.7.21	労働者 (団体)	全国自動車交通労働組合総連合静岡地方連 合会	執行委員長 松田 健一
6	R8.7.21	労働者 (団体)	金融産業労働組合東海支部静岡ブロック	代表 松井 美智子
7	R8.7.21	労働者 (団体)	J M I T U通信産業本部静岡支部	執行委員長 榊原 雅樹
8	R8.7.21	労働者 (団体)	ローカルユニオン静岡	執行委員長 河合 利夫
9	R8.7.21	労働者 (団体)	国鉄労働組合静岡地方本部	執行委員長 高木 亨
10	R8.7.21	労働者 (団体)	国鉄労働組合静岡地方本部静岡分会	執行委員長 塩澤 好彦
11	R8.7.21	労働者 (団体)	全日本年金者組合静岡支部	支部長 石川 哲矢
12	R8.7.21	労働者 (団体)	静岡地区労働組合連合会	議長 松川 功
13	R8.7.21	労働者 (団体)	静岡県西部地区組合連合	議長 堀内 慶一
14	R8.7.21	労働者 (団体)	藤枝地区労働組合センター	議長 橋本 純
15	R8.7.21	労働者 (団体)	静岡県労働組合評議会・パート臨時労組連 絡会	代表幹事 菊池 仁
16	R8.7.21	労働者 (団体)	静岡県生活と健康を守る会連合会	松内 是卓
17	R8.7.21	労働者 (団体)	医療法人社団静岡健生会 静岡田町診療所 訪問介護ステーションふれあい 静岡田町福祉サービスセンター	所長 小林 豊子 所長 笹下 奈緒子 所長 大石 明子

令和8年7月17日

静岡労働局

局長 国分一行様

静岡地方最低賃金審議会

会長 畑 隆 様

商業組合静岡県タクシー協会

理事長 松永勝祐

静岡県最低賃金額改定の審議について（要望）

平素は、タクシー事業の適正な運営及び乗務員の労働条件の改善に格別のご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年6月30日に静岡労働局から静岡地方最低賃金審議会に対し、令和8年度静岡県最低賃金額改定について調査審議を求める諮問が行われました。

タクシー事業は、公共交通機関として地域住民や来訪者の移動を支える重要な役割を担うとともに、典型的な労働集約型産業として、人件費が売上高の6割以上を占めるなど、他産業と比較して人件費の割合が極めて高い産業構造となっております。

また、県内法人タクシー事業者の約58%が保有車両数30両以下、約98%が従業員300人以下の企業であり、その大半を中小零細企業が占めております。

近年、最低賃金の引上げが続く中、中小企業においては賃上げ原資を確保するため、労務費の価格転嫁を進めることが重要とされております。しかしながら、タクシー事業の主たる収入である運賃は、国による厳格な審査の下で認可される制度となっており、一般の事業のように事業者の判断のみで価格転嫁を行うことは困難な状況にあります。



さらに、物価上昇や中東情勢の影響を受けた燃料価格の急騰、車両・整備費用の上昇などにより事業経費は増加しており、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

もとより、物価上昇が続く中で労働者の生活の安定を図るため、賃金の引上げが重要であることについては十分理解しております。また、業界としても乗務員確保及び処遇改善の観点から、賃金水準の向上に取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年の大幅な最低賃金の引上げは、人件費率の高いタクシー事業、とりわけ大多数を占める中小零細事業者の経営に極めて大きな影響を及ぼしており、その負担は年々増大しております。

つきましては、価格転嫁が困難な業界の実情及び中小零細事業者の厳しい経営環境について十分ご配慮いただくとともに、地域公共交通の維持・確保や雇用への影響も踏まえ、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



2026 年 7 月 21 日

静岡労働局長 國分 一行様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆様

静岡県労働組合
議長 菊

2026 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、静岡県下で働く労働者のローカルセンターの静岡県労働組合評議会です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

最低賃金は 2025 年の改定によって、静岡県は時間額 1,097 円となりました。しかし時間額 1,097 円では、月額 170,035 円（7.75 時間×20 日）、年収 2,040,420 円であり、ワーキングプアの状況を脱することはできません。恒常的な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。最低賃金制度は、労働者の生活保障を目的とする制度であり、日本国憲法第 25 条に基づく生存権保障と密接に関連するものです。最低賃金法に定めるいわゆる「法定三要素」は総合的に勘案されるべきである一方、その検討にあたっては、生計費を基軸とする視点が制度目的上、特に重要であると考えます。また、最低賃金法の第一条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び…（途中省略）…国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と記載されています。また、昨年、静岡県評は 2015 年に算出した「最低生計費試算調査結果」のアップデートを行いました。その結果、静岡県で 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額 28.5 万円（税込）・時間額 1904 円以上（月 150 時間換算）必要との結果となり、政府が掲げる「2020 年代に全国加重平均時給 1,500 円」でもすでに生活できない状況が示されています。改定額の審議においては、生計費を基軸とした審議を行い、中央最低賃金審議会の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために静岡県の最低賃金を 1,700 円以上に引き上げることを求めます。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる実効ある支援策として社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなど特別な財政措置を行うことを政府や静岡県に要請するよう求めます。

最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させることと、審議会をすべて公開し、議事録は、全文をホームページに掲載することを求めます。また、いままでの審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法 9 条のいわゆる 3 要素を考慮して決められたのかもわかりません。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

2025 年の改定で看過できない問題となっているのが、発効日の大幅な先送り・分散化の急増です。発効日は「公示の日から起算して 30 日を経過した日」（最低賃金法第 14 条 2 項）が原則ですが、2025 年の改定では 10 月発効は 20 都道府県（昨年 46 都道府県）にとどまり、静岡県では 11 月発効でした。（11 月 13 府県、12 月 8 県、1 月 4 県、3 月 2 県）発効日の先送りは、近隣地域との間でこれまでにない格差を労働者に新たに強いることとなります。物価高騰が続くな



か、発効日の先送りは労働者の生活をさらに厳しいものにします。最低賃金はその年の4月時点の春闘賃上げ状況や物価の状況を基に検討されており、本来なら4月に遡って支払われてしかるべきもので、10月発効でも半年近い遅れです。それを翌年まで先送りすることは最低賃金引き上げの効果を著しく損なうものです。こうした運用は、新たな地域間格差を生み、「労働者の生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にも反するものです、最低賃金の発効日が、10月1日以前になるよう審議を進めることを求めます。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり、生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な格差となり、地方から都市部へ人口流出と地域経済疲弊の要因となっています。これ以上の地域間格差を広げないために中央最低賃金審議会のランク別賃金の目安にこだわらない賃上げが必要です。昨年は39県で目安賃金を超える答申が出されました。そして一日も早い「全国一律の最低賃金制度」の確立が求められています。国に対し「全国一律の最低賃金制度」の確立を求める意見書を提出するよう求めます。

「8時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以 上

2026年 7月17日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

静岡自治体労働組合総連合
執行委員長 菊池 仁

2026 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

2025 年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。私たち静岡自治体労働組合総連合は、静岡県内の自治体・公務公共関係労働組合の職員で組織する労働組合です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定に向けて意見を述べます。

憲法 25 条は、生存権を定めています。また、最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

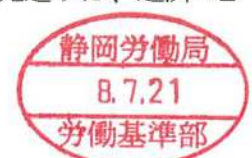
昨年、静岡県の最低賃金は 63 円上がり 1,097 円となりましたが、全国加重平均 1,121 円より低く、月額 170,035 円 (7.75 時間×20 日)、年収 204 万 420 円であり、ワーキングプアの水準を脱していません。

物価高騰が長期化するなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。最低賃金制度は、労働者の生活保障を目的とする制度であり、日本国憲法第 25 条に基づく生存権保障と密接に関連するものです。最低賃金法に定めるいわゆる「法定三要素」は総合的に勘案されるべきである一方、その検討にあたっては、生計費を基軸とする視点が制度目的上、特に重要であると考えます。昨年、静岡自治労連も結集する静岡県評は、2015 年に算出した「最低生計費試算調査結果」のアップデートを行いました。その結果、静岡県で 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額 28.5 万円(税込み)・時間額 1904 円以上(月 150 時間換算)必要であるとの結果となり、政府が掲げる「2020 年代に全国加重平均時給 1,500 円」が実現されたとしても、すでに生活できない状況にあることが示されています。改定額の審議においては、生計費を基軸とした審議を行い、中央最低賃金審議会の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために静岡県の最低賃金をただちに 1,700 円以上に引き上げることを求めます。

また、最低賃金の引き上げにあたっては、中小零細企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる実効ある支援策として社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなど特別な財政措置を行うことを、政府や静岡県に要請するよう求めます。

静岡県の最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させることと、審議会をすべて公開し、議事録は、全文をホームページに遅滞なく掲載することを求めます。審議会を公開で実施していない都道府県は全国にほとんどありません。また、いままでの審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法 9 条のいわゆる 3 要素を考慮して決められたのかも不明です。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

また、前年(2025 年)の改定で看過できない問題が、発効日の大幅な先送り・分散化の急増です。発効日は「公示の日から起算して 30 日を経過した日」(最低賃金法第 14 条 2 項)が原則ですが、2025 年の改定では 10 月発効は 20 都道府県(昨年 46 都道府県)にとどまり、静岡県では 11 月発効でした。(11 月 13 府県、12 月 8 県、1 月 4 県、3 月 2 県)発効日の先送りは、近隣地



域との間でこれまでにない格差を労働者に新たに強いることとなります。物価高騰が続くなか、発効日の先送りは労働者の生活をさらに厳しいものにします。最低賃金はその年の4月時点の春闘賃上げ状況や物価の状況を基に検討されており、本来なら4月に遡って支払われて然るべきもので、10月発効でも半年近い遅れです。それをさらに先送りすることは最低賃金引き上げの効果を著しく損なうものです。こうした運用は、新たな地域間格差を生み、「労働者の生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にも反するものです、最低賃金の発効日が、10月1日以前になることを強く求めます。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり、生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な格差につながって、地方から都市部への人口流出と地域経済疲弊の要因となっており、これは、静岡県も例外ではありません。昨年39道府県で中央最低賃金審議会の目安を超える答申が行われましたが、静岡県は目安どおりの答申を行っています。これは、地域間格差解消に向けた姿勢が他県と比べて著しく弱いと言わざるを得ません。地域間格差を解消するためには、目安額に縛られることなく、大幅に引き上げることが急務です。そして抜本的な改善をはかるためにも、一日も早い「全国一律の最低賃金制度」の確立が必要です。静岡県最低賃金審議会として国に対し「全国一律の最低賃金制度」の確立を求める意見書を提出するよう求めます。

「労働者が8時間働けばまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために、公開の場で積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくよう要請いたします。

以 上

2026 年 7 月 21 日

静岡労働局長 國分 一行 様

静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

ユーコープ労働組合

中央執行委員長 積 哲也

2026 年度静岡地方最低賃金改定にむけた意見書

静岡、神奈川、山梨の 3 県で事業展開する生活協同組合ユーコープで働く従業員の約 7 割はパートやアルバイトなどの非正規労働者です。つづく物価高騰や中東情勢による生活への影響に対する不安が増す中で、春闘での賃上げの成果が得られ難い非正規労働者の生活は、これまで当たり前だった生活をあきらめ、切り詰めるほどに困窮を極めるものとなっています。また、生活協同組合ユーコープでは静岡、神奈川、山梨それぞれ働く県によってパート労働者の時間給が異なり、最大で 114 円の格差があります。春闘ではユーコープで働くパート職員が働く地域が違ふことで賃金格差があることはおかしいと格差是正を求めました。しかし、地域別の最低賃金や事業の公正な競争の確保を理由に是正に至りません。

全国では答申によれば最高額(東京) 1, 226 円と最低額(宮崎・高知・沖縄) 1, 023 円の地域間格差は昨年より 9 円縮小の 203 円となりました。しかし、2025 年の改定では発行日の先送りによって半年間もの間は格差が 275 円と大きく拡大しました。

格差を生み出す根本的要因は、都道府県ごとに最低賃金が決められる最低賃金法にあります。最低賃金法の第一条には「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」としています。昨年静岡県は、2024 年より遅い 11 月からの改定となりました。発効日が先送りになることは、それだけ労働者の生活の安定が先延ばしされることにほかなりません。早急に労働者の生活の改善に効力を発するようになしてください。

最低賃金決定の 3 要素である「その地域の労働者の①生計費、②賃金、③事業の支払い能力」のうち、「地域の労働者の生計費」について議論を尽くしてください。労働基準法第 1 条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」としており、最低賃金法第 9 条は、「労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう」としています。静岡地方最低賃金審議会におかれましては、「8 時間働けば普通の生活ができる生計費やあるべき最低賃金の水準」について、独自性を持った調査研究を行い議論してください。



また、最低賃金法は国による法的強制力がある制度ですから、最低賃金の大幅引き上げには中小企業の支援を国の責任においてする必要があります。価格転嫁、公正取引、社会保険料、税金に対してより具体的な支援を行うことで、社会全体の賃上げに中小企業が取り残されることのないよう国や県に対してさらなる具体的策を講じるよう要望してください。最低賃金は全国の格差がなくなるように全国一律にするよう国に要望してください。物価上昇を上回る最低賃金の大幅引上げ、1800 円以上の実現によって、どのような働き方であっても人間らしい生活が保障されることを強く要望します。

最後に、現在静岡では、最低賃金審議会や議事録は一部分のみの開示となっています。透明性のある審議・運営としていくためにも、審議会の傍聴や議事録を「全面公開」とすること及び、意見陳述の場を設けることを求めます。

以上

2026 年 7 月 3 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

全国自動車交通労働組
静岡地方連合会
(連静岡地連)
執行委員長 松田 健一

2026年度静岡地方最低賃金審議に向けた意見書

静岡地方最低賃金審議会の委員におかれましては、日頃より、労働者の労働諸条件改善についてご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たちは、静岡県内でタクシー労働者を組織している労働組合です。最低賃金の改定で大きな影響を受けることになるタクシー労働者の立場から、今年の最低賃金改定について、今すぐ 1,700 円以上となるような大幅な引き上げ、隣県との格差の是正、そして全国一律化を求めて意見を述べます。

1. 最低賃金に抵触する低賃金で働くタクシー労働者

厚生労働省の『賃金構造基本統計調査』によると、2025 年の静岡県のタクシー労働者の平均年収は 398 万円で、産業計男性労働者の 573 万円より 175 万円も低くなっています。格差は前年度からさらに縮まりましたが、都市郊外や郡部地域におけるタクシー労働者は相変わらず最低賃金ぎりぎりの状況となっていて、事業者によっては最低賃金法違反に抵触するケースが依然として発生している事態となっています。

こうした実態ですから、最低賃金が引き上げられることは、多くのタクシー労働者にとって直接の賃金アップにつながるたいへん重要で切実な問題です。特に昨今の異様な物価高騰によって生活が困窮状態となっている現在、異常ともいえるタクシー労働者の低賃金状態を改善するためには、最低賃金を大幅に引き上げて、なおかつ隣県の神奈川・愛知との格差を縮めることがつよく求められます。

2. 最低賃金の引き上げはタクシー経営の障害とはならない

(1) タクシー運賃改定後も生活改善が進まない現状

2025 年 11 月 25 日、静岡県内においてタクシー運賃の改定が実施されました。この改定は急激な物価高騰のもとで疲弊するタクシー労働者の賃金および労働条件の改



善を図るとともに、公共交通としての持続可能性を確保することを目的として行われたものであります。

しかしながら一部の事業者においては、この運賃改定を契機として物価高騰や諸コスト増を口実に、足切り額の引上げや歩合給の引下げといった「合理化」を推し進め、労働者の取り分を抑制・削減する動きが散見されます。増収分が賃金・労働条件に適切に反映されず、制度変更によって実質的な賃下げを行うことは、運賃改定の趣旨を著しく逸脱するものであり、断じて容認できるものではありません。

このように、タクシー業界には特有の悪しき慣行が依然として残存していることから、労働者の収入増は極めて限定的であり、実質賃金はなお低水準にとどまっております。運賃改定のみでは労働者の生活改善に資する状況にはなく、最低賃金の引き上げが必要不可欠であります。

(2) 低すぎる最低賃金こそが経営努力を怠らせ、健全な事業発展を阻害する

毎年の最低賃金改定の審議にあたって、タクシーの経営者団体は、厳しい経営環境のなかで企業の支払い能力を考慮して、引き上げは慎重にしてほしい旨の意見を提出しています。しかし、最低賃金を低く留めおくことは、むしろタクシー事業の健全な発展、将来展望を失わせることにつながります。

タクシーの経営環境が悪化したのは、2002年に実施されたタクシー事業の規制緩和が大きな要因です。需給調整規制を廃止し、運賃規制を緩和したために、タクシー台数が急増し、低運賃競争が発生しました。しかし、需要は拡大せず、激しい過当競争状態となりました。これは総営業収入が減っているのに車両だけがが増えて、1台当たりの営業収入が急減したからです。

タクシー労働者の賃金はほぼすべてが歩合給であるために、営業収入が減れば、賃金も自動的に減少します。もし固定給であったならば、簡単に賃下げはできないので、人件費率が上昇して会社の収益を圧迫するところですが、歩合給であるがゆえに、営業収入の低下に合わせて人件費も低下し、一定の収益が維持できるということになりました。このためタクシーにおいては、企業の営業収入が悪化したときに通常の企業経営者ならば当然にとるであろう経営努力である生産調整が行われず、逆に増車競争が進行するということになりました。

この過当競争の最後の歯止めとなったのが最低賃金です。営業収入が低下して、そこから計算される歩合給賃金が最低賃金に抵触するようになったとき、法律を守る意思があるならば、それ以上賃金を下げることはできません。

そうなったときにはじめて、経営者からも規制緩和見直しの声が起り、タクシーにおける規制緩和は「市場の失敗」を招いたとして、2009年にタクシー適正化・活性化特措法が制定されて、規制緩和を見直し、車両数の協調的減車、運賃規制の厳格化が行われました。減車によって1台当たりの生産性の向上をはかったのです。このことは、

多くのタクシー経営者は、賃金が最低賃金に抵触するようになるまでは、歩合給の特性に依拠して、必要な経営努力をせず、生産性向上に本気でとりくまなかったということを示しています。

最低賃金が低すぎることは、このような生産性向上という当然の経営努力を経営者に怠らせることになります。逆に、最低賃金を引き上げることは、その最低賃金を支払うために、生産性向上のための企業努力を経営者に促すことになります。それは、実際にタクシーの減車が実現したように、実行可能な努力です。そのような当然の経営努力をせずに、支払い能力がないので最低賃金を上げるのは困るという主張は身勝手であり、認めることはできません。

(3) 非常事態だからこそ最低賃金を引き上げて生活が維持できるように

2020年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大は、県内でもタクシー事業は甚大な影響を受けて労働者の賃金は激減し、2021年の年収は2019年から180万円も減りました。これだけの賃金低下になると最低賃金に抵触する労働者が続発します。労働者からの請求がないのをいいことに最低賃金法違反を続けている経営者も一部にいますが、多くの経営者は、多数の労働者に最低賃金の補填をしなければならず、それでは経営が維持できないので、計画休業をして需給調整を行い、国からの雇用調整助成金を受給してなんとか事業を継続、雇用を維持している状況でした。

このような非常事態が今後も起こるかもしれない、だから最低賃金を引き上げるのは困ると経営者団体は主張します。しかし、それでは労働者は生活できず、事業の維持さえ困難になります。現在の最低賃金の水準では、労働者は最低賃金が支払われても生活を維持することができず、2020年以降、タクシー労働者の離職が県内でも急速にすすみました。

最低賃金を大幅に引き上げて最低賃金で生活が維持できるようにしなければ、タクシーを運転する労働者がいなくなり、事業が維持できなくなってしまう。

(4) 適切な国の助成の必要性

実際に最低賃金を引き上げた場合、現在、最低賃金近辺の賃金で労働者を雇用している経営者は、負担が増えて経営上の影響が出ることは明らかですから、ここに対しては何らかの手立てが必要です。最低賃金の引き上げは、中小・零細企業に対する国の助成の充実とセットで行うこととし、経営者の負担を軽減すべきです。コロナ危機で疲弊したタクシー事業への特別の手当も含めて、特段の対応が必要です。

最低賃金の引き上げによって、実際に労働者の賃金を引き上げた使用者に対しては、新たに増加した費用を補填する補助金や社会保険料の使用者負担分の軽減など十分な助成策を講じて、最低賃金引き上げの負担を軽減し、経営と雇用の維持を

はかれるようにするべきです。

3. 最低賃金の大幅引き上げで地域経済の再生を

低すぎる最低賃金は、タクシー業界に象徴的にみられるように、安い人件費で経営が維持できてしまうため、経営者の生産性向上に対する意欲を低下させ、労働者の最低限の生活の維持を危うくしています。大幅な最低賃金の引き上げと隣県との格差の是正によって、疲弊する地域経済の再生がはかられます。また労働者の賃金の上昇が、生産性の向上を促し消費も拡大します。

そして静岡県内はもとより、日本経済全体が成長するという好循環が実現するように、静岡県最低賃金審議会においては、積極的な最低賃金引き上げの審議が行われるように、つよく求めるものです。委員の方々におかれましては、現場の実態をご理解いただき、2026 年度最低賃金改定において、より前向きなご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

2026年7月17日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロッ
代表 松井 美智子

2026 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。金融産業労働組合は、銀行等金融機関で働く労働者の組合です。金融の職場はパートなど多様な非正規雇用労働者に支えられています。窓口をはじめとする基幹である銀行業務のほとんどが非正規労働者です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

今年の春闘でも大企業中心に大幅賃上げがされましたが、非正規労働者まで反映されていないのが現実です。非正規労働者、特に時間給で働く労働者にとって毎年改定される最低賃金への期待、関心は高まっています。

静岡銀行では正行員へは昨年に続き平均 17,000 円の賃上げがありました。時間給労働者への時給引き上げは 250 円以上の引上げ要求に対して 90 円の引上げでした。労働組合の長年のパート労働者への賞与支給要求に対し、今年の夏季分から支給が実現しました。しかし、正規労働者との格差は大きく、福利厚生面では正行員との格差是正がされてきていますが、賃金には大きな格差があります。物価高騰が続く春闘で物価高騰を補える賃上げを要求してきましたが時給の引き上げ額は納得いくものではありませんでした。時間給で働く非正規労働者にとって生活を維持していくことが非常に困難になっています。最低賃金の引き上げが賃上げ要求時の大きな力になっています。

静岡銀行では、最低賃金が高い東京都、神奈川県等の支店での採用は勤務地加算が上乗せされ各地の最低賃金に抵触することを免れています。同じ仕事をしていても勤務地が違うというだけで賃金に差があるのも労働者としては納得ができません。最低賃金の地域間格差が生活に必要な賃金を地域手当で調整するような矛盾になっています。静岡県評が実施している「最低生計費資産調査」でも都市と地方での生計費には大きな差がないことが明らかになっています。最低賃金法を改正し全国一律最低賃金制の実現を強く求めます。

審議会が全面公開されていない事も疑問です。昨年は39都道府県で目安額を超える答申が出されました。発効日先送りもあり最低賃金の引き上げ効果も先送りとなってしまいました。審議委員の方の真摯な討議を公開し、最低賃金の必要性を多くの労働者へ知らせていくことが大事だと考えます。静岡地方最低賃金審議会は公開されることが基本とするべきであり、全面公開を要求します

最賃審議会委員のみなさまには以上のような趣旨から、労働者の生活安定、県内の賃金水準引き上げ、地域経済の発展・活性化のために積極的な引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。



2026 年度静岡地方最低賃金額審議に向けた意見書

2026 年 7 月 21 日

J M I T U 通信産業本部
執行委員長

はじめに

本年度の最低賃金改正の審議にあたり、J M I T U 通信産業本部 静岡支部は、静岡地方最低賃金審議会（以下審議会）に対して、物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のため、第一に、最低賃金の地域間格差（額）を解消し、審議会で人間らしく暮らせる最低生計費（1,700 円以上）に引き上げる答申を行うこと、第二に、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への助成措置を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国や静岡県に要請することを求めます。

中東情勢の緊迫化やそれに伴う経済への影響を背景にした、経営悪化を理由に賃金引き上げを抑制する動きや雇用調整の拡大が起きています。日本の実質賃金は 2025 年で前年比 0.5%減、4 年連続マイナスとなり、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。こうしたなかで、前石破政権が掲げていた「2020 年代に全国平均 1,500 円」という目標は、高市政権のもとで事実上投げ捨てられ、2030 年代へと到達時期が後退しています。しかし最低賃金の大幅引き上げは、労働者・国民の生活と国民経済の「失われた 30 年」からの再生に不可欠であり、もはや先送りできない政治課題です。政府が掲げてきた目標さえ後退させることは、低賃金に苦しむ労働者・国民への責任放棄と言わなければなりません。

今必要なのは、賃上げを日本経済再生の要にすえ、「実質賃金があがる国」へ転換することです。GDP の 6 割を占める個人消費を拡大し、地域循環型経済への転換を進めるために、最低賃金の抜本的引き上げと地域間格差の解消は不可欠です。そのためには、働けば人間らしく暮らせる最低生計費を明確にし、その水準に基づく最低賃金の審議を審議会が行うことです。それこそが、生存権を保障し、国民経済の健全な発展を支えることを目的とする最低賃金法の本来の役割であると考えます。

1. ホルムズ海峡封鎖の影響などにより、さらなる物価高騰が予想されるもとで、より「労働者の生計費」に重点を置いた答申を出してください

2025 年の改定によって、静岡県は時間額 1,097 円となりました。しかし時間額 1,097 円では、月額 170,035 円（7.75 時間×20 日）、年収 2,040,420 円であり、ワーキングプアの状況を脱することはできません。恒常的な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。

昨年、静岡県評は 2015 年に算出した「最低生計費試算調査結果」のアップデートを行いました。その結果、全国どこでも 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額 28.5 万円（税込み）・時間額 1904 円以上（月 150 時間換算）必要との結果となり、1,500 円ですでに生活で



きない状況が示されています。働くことで人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する生計費を議論し、それにふさわしい答申を示すため、生計費原則を中心とした議論を行いこれまでの延長線上ではない審議を求めます。

2. 全国一律制度実現めざし、地域間の格差（額）解消のメッセージとなる答申を出してください

最低賃金の地域間格差は、最低賃金の低い地方から都市部への人口流出、とりわけ若者流出の要因となっていて静岡でもその例外ではありません。最低賃金の地域間格差は賃金格差となり、公務員賃金、生活保護、年金、保険料など様々な制度格差にもつながっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、地域経済の疲弊を招いています。地方から大都市への人口移動は地域経済を冷え込ませ、中小企業の人手不足に深刻な影響を与えています。人口格差是正には、ベースとなる最低賃金の地域間格差是正が必要です。

昨年、中央最低賃金審議会はA・Bランク 63 円、Cランク 64 円と、1 円差ながら地方を意識した目安を示しました。この答申に対し 39 県で目安賃金を超える答申が出されました。静岡でも目安賃金を超える答申が求められます。そして一日も早い「全国一律の最低賃金制度」の確立が求められています。国に対し「全国一律の最低賃金制度」の確立を求める意見書を提出するよう求めます。

3.「発効日の先送り・分散化」は直ちに是正してください

2025 年の改定で看過できない問題となっているのが、発効日の大幅な先送り・分散化の急増です。発効日は「公示の日から起算して 30 日を経過した日」（最低賃金法第 14 条 2 項）が原則ですが、2025 年の改定では 10 月発効は 20 都道府県（昨年 46 都道府県）にとどまり、静岡県では 11 月発効でした。（11 月 13 府県、12 月 8 県、1 月 4 県、3 月 2 県）発効日の先送りは、近隣地域との間でこれまでにない格差を労働者に新たに強いることとなります。物価高騰が続くなか、発効日の先送りは労働者の生活をさらに厳しいものにします。最低賃金はその年の 4 月時点の春闘賃上げ状況や物価の状況を基に検討されており、本来なら 4 月に遡って支払われてしかるべきもので、10 月発効でも半年近い遅れです。それを先送りすることは最低賃金引き上げの効果を著しく損なうものです。こうした運用は、新たな地域間格差を生み、「労働者の生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にも反するものです。最低賃金の発効日が、10 月 1 日以前になるよう審議を進めることを求めます。

4. 中小企業支援策の抜本的な強化を政府に求めてください

政府は昨年、「2020 年代に全国加重平均 1,500 円」を目標に掲げ、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージ案を示しました。最低賃金引き上げを軸に政策を強化し、中小企業支援を進める方向性そのものは重要な転換です。

日本では企業の 99.7%が中小企業であり、労働者の約 7 割が中小企業で働いています。最低賃金引き上げを実現するためには、中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。他方で、最低賃金を「支払い能力」で抑制する考え方では、賃金が「労働に対する適正な対価」であるという原則が損なわれます。中小企業の賃上げが困難な背景には、大企業優位の取引構造や不十分な価格転嫁などがあり、適正な賃金を支払える公正な取引環境の整備が必要です。

現在の施策パッケージ案は、生産性向上や効率化支援が中心となっています。その内容は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化（＝人員削減）を迫ることを主とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものと言わざるを得ません。社会保険料の事業主負担軽減や、賃上げ分への直接補助など、中小企業が実際に賃上げを実施できる支援策の拡充が求められます。あわせて、労務費の適正な価格転嫁、公正取引の徹底、公契約における最低制限価格制度の強化など、賃上げ原資を中小企業へ循環させる施策を、実効性ある形で進める必要があります。最低賃金は、生存権を保障するための最低基準です。物価上昇を上回り、生活改善を実感できる水準への大幅引き上げとともに、地域間格差の解消につながる全国一律最低賃金制度の実現が必要です。審議会におかれては、全国どこで働いても人間らしい生活ができる水準の答申を示すとともに、その実現を支える中小企業支援策の抜本的強化を求める提言を国へ行うよう要望します。

5. 審議を全面公開し、広く県民が関心をもてる運営に改善してください

低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させることと、審議会をすべて公開し、議事録は、全文をホームページに掲載することを求めます。また、いままでの審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法9条のいわゆる3要素を考慮して決められたのかもわかりません。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」（鳥取県最低賃金審議会元会長の鳥取大学名誉教授・藤田安一氏の談話）という経験が報告されています。「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心をもてる運営に改善していただくことを求めます。

さいごに

人口減少が加速しています。2025年の合計特殊出生率は1.13～1.14で統計がある1947年以降で過去最低を更新し続けています。同年の出生数は67万人台となり、推計より15年前倒しとされるほどです。加えて、東京一極集中に象徴されるように、地方から都市部への人口移動がコロナ「5類」移行後に加速しており、地方経済に大きなダメージとなっています。

出生の減少は、出産後の支援強化も必要ですが、根本的には希望する人すべてが子どもを産み育てられる経済的基盤を持つことが大前提だと考えます。同じ仕事をしているのに、働く地域によって大きく異なる賃金水準を放置しては、賃金の高い地域に労働者が移動することを防ぐことはできません。

これらを是正するために審議会ができることは、最低賃金を大幅に引き上げるとともに、全国一律にすることだと考えます。そのことを述べてJMITU通信産業本部 静岡支部の意見とします。

以 上

2026 年 7 月 17 日
ローカルユニオン
執行委員長 河合

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

令和 8 年度静岡地方最低賃金審議会開催にあたって意見書

貴審議会の最低賃金審議に敬意を表します。

昨年、静岡県の最低賃金は中央最低賃金審議会の目安どおり 63 円引きあがり、時間額 1,097 円になりました。昨年は、消費者物価指数を基準に計算し、上昇率から計算すると 63.9 円となったものの、0.9 円は切り捨て 63 円の引き上げ額にしたとのコメントがありました。しかし、63.9 円上昇した物価をクリアするには 64 円の引き上げが必要です。なぜ、切り捨てにしたのか理解に苦しみます。

物価高騰は、賃金の引き上げをはるかに上回り、留まるところを知らず、この引き上げでは到底追いつかない状況となり、労働者の生活は困難を極めていきます。

この状況を鑑みるに、今年の最低賃金審議においてはまず、生活できる賃金を確保することを求めます。最賃決定要綱にひとつ「生計費」については、「標準生計費」ではなく「最低生計費」を用いることを求めます。静岡県においては過去 2 回最低生計費試算調査を実施し、時間額 1,500 円を超えることが証明されております。静岡県の物価の高さは首都圏並みです。その後、近年の物価高騰を考慮し試算し直したところ時間額 1,900 円が必要であることがわかりました。政府も財界も経済の回復には最低賃金の大幅引き上げは必要であることを表明しています。静岡県におきましても、労働力の確保、地場産業の承継のためにも、賃金を引き上げ、事業を回し、経済を回復させていくことが必要であると考えます。

昨今の雇用状況は人手不足が顕著であり、労働力確保のために全体の賃金相場は引きあがっています。しかし、静岡県は近隣の神奈川県・愛知県に比べ最低賃金が大幅に低く、賃金全体も引きあがりません。その結果、県境では県境を越えて就労するという状況が発生しております。これは、この 10 年改善されていない他県への労働人口の流出の原因です。昨年度静岡県人口の県外流出はワースト 2 位となり、マスコミでも大きく取り上げられました。移住したい県のトップに立つという現象もありながら、一方では人口流出は止まりません。静岡県の労働力確保のためにも、賃金の大幅引き上げは喫緊の課題です。賃金相場に大きな影響力を持つ最低賃金の大幅引き上げも「待ったなし」です。今



年の春闘は今までにない賃上げを引き出したと言われますが、大企業での成果は、事業者の90%以上、労働者の70%以上を占める中小企業には及んでいないのが現実です。賃金相場を大きく引き上げるためにも賃金の基準となる最低賃金の大幅引き上げを求めます。

最低賃金引き上げの3要素のひとつである事業者の支払い能力が考慮された結果最低賃金の引き上げが進まないという事例があります。しかし、今や財界も賃金の引き上げが経済の好循環を生むことを重視し、賃金の引き上げを推進しています。翻って、事業者の90%以上を占める中小企業の経営状況はどうでしょうか。従前の「支払い能力」を持ち出さざるを得ない状況が改善されているとは思えません。しかし、人材確保のためにも、経営の好循環の為にも、賃金の引き上げを避けて通ることはできません。中小企業が大企業の利益を支えているといっても過言ではない日本の経営構造で、具体的で有効な中小企業支援なしには日本経済の未来はありません。中小企業が賃上げを可能にするための具体的施策を提示するよう、最賃審議会として政府に求めてください。他県では、賃金の補填をするなど、中小企業に直接支援する施策を打ち出している事例も多数あります。成果が見通せるような事業にのみ支援するとか、これまでの清算主義で賃上げをした企業に給付するのではなく、具体的に賃上げにつながる給付を行うよう求めてください。今日本経済を支えている中小企業の支援に本腰を入れないと、中小企業は事業をたたむか、多数の低賃金労働者を発生させることになります。いずれにせよ、日本経済の発展には程遠いものになります。日本社会がアテにしている外国人労働者にも、他国はもっと賃金が高いのですから日本の低賃金は受け入れられません。労働力確保の為にも、実効性のある中小企業支援を求めます。

そして、大企業と中小企業の多重下請け構造にもメスを入れ、仕事の質・量に伴った下請け単価とすることを確立することで、中小企業の経営は正常化していけると考えます。多方面からの経済の立て直しに目を向けた最賃審議としていただくことを求めます。

私たちの仲間が働く職場では、高齢の労働者が多くなっています。

今まで積み上げたキャリアもありながら、賃金は減少の一途です。

物価高騰の中、年金だけでは暮らせず、働かざるを得ない労働者が多数います。低賃金を嘆きつつ、高齢で雇用される事への負い目もあり、賃金の引き上げを訴えることができません。しかし、生活は日々苦しくなっているのが現状です。

そういう先輩労働者の姿を目の当たりにする若者は、自分の老後への不安と未来へ展望が望めない社会に、絶望感を抱いているのではないのでしょうか。働

いたら、我慢しなくてもすむ生活を保障することができれば、展望は開けてきます。

最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」とあります。最低賃金の引き上げで、働いたら普通の生活ができる社会の実現を望みます。

経済格差はますます拡大し、物価高騰にも追い付かない生活状況を改善するには、賃金の引き上げしかありません。賃金の基本となる最低賃金の引き上げは、経済回復のカギです。最低賃金の引き上げはひとりひとりの生活がかかった問題です。多角的に考察し、生活の改善、社会の安定を実現させる最低賃金審議会としていただくようお願いいたします。

そして、審議会が公開されず、密室審議ではないかと疑念をもたれるような現在の審議会のありかたを改善し、審議会の審議経過が県民に公開され、県民の支持を受けられるよう何らかの措置をとっていただくようお願いいたします。また、昨年のように、最低賃金の発効を遅らせるような措置はとらないでください。遅れた分だけ、労働者の生活は苦しくなります。昨年の中央最賃審議会の目安は「全県で1000円を超えた最低賃金を実現する」ことを目標に出されたにもかかわらず、発効が遅れたため、平均すれば、1000円に届いていない県も出ています。低廉な労働者の生活の向上を目的とした最低賃金法に背くものとなっています。最低賃金の一日も早い実施に向け、地方最低賃金審議会を真摯に行うことを求めます。

以上

2026 年 7 月 21 日

静岡労働局長 國 分 一 行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

国鉄労働組合 静岡地方本
執行委員長 高 木



2026 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私 たちは、JR東海・JR貨物と関連会社に勤める組合員で組織されています国鉄労働組合静岡地方本部です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ意見をのべさせていただきます。

最低賃金は 2025 年の改定によって、静岡県は時間額 1,097 円となりました。しかし時間額 1,097 円では、月額 170,035 円(7.75 時間×20 日)、年収 2,040,420 円であり、ワーキングプア の状況を脱することはできません。恒常的な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。最低賃金制度は、労働者の生活保障を目的とする制度であり、日本国憲法第 25 条に基づく生存権保障と密接に関連するものです。最低賃金法に定めるいわゆる「法定三要素」は総合的に勘案されるべきである一方、その検討にあたっては、生計費を基軸とする視点が制度目的上、特に重要であると考えます。また、最低賃金 法の第一条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条 件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び…(途中省略)…国民経 済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と記載されています。

静岡県で 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額 28.5 万円(税込み)・時間額 1,904 円以上(月 150 時間換算)必要との結果(静岡県評調べ)となり政府が掲げる「2020 年代に全国加重平均時 給 1,500 円」でもすでに生活できない状況が示されています。改定額の審議においては、生計費を基軸とした審議を行い、労働者の生活の安定を図るために静岡県の最低賃金を直ちに 1,700 円以上に引き上げることを求めます。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる実効ある支援策として社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなど特別な財政措置を行うことを政府や静岡県に要請するよう求めます。

最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させることと、審議会をすべて公開し、議事録は、全文をホームページに掲載することを求めます。また、いままでの審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法9条のいわゆる3要素を考慮して決められたのかもわかりません。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

2025 年の改定では、発効日の大幅な先送り・分散化の急増 です。発効日は「公示の日から起算して 30 日を経過した日」(最低賃金法第 14 条 2 項)が原則 ですが、2025 年の改定では 10



月発効は 20 都道府県(昨年 46 都道府県)にとどまり、静岡県では 11 月発効でした。(11 月 13 府県、12 月 8 県、1 月 4 県、3 月 2 県)発効日の先送りは、近隣地域との間でこれまでにない格差を労働者に新たに強いることとなります。物価高騰が続くなか、発効日の先送りは労働者の生活をさらに厳しいものにします。最低賃金はその年の 4 月時点の春闘賃上げ状況や物価の状況を基に検討されており、本来なら 4 月に遡って支払われてしかるべきもので、10 月発効でも半年近い遅れです。それを翌年まで先送りすることは最低賃金引き上げの効果を著しく損なうものです。このような運用は、新たな地域間格差を生み、「労働者の 生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にも反するものです、最低賃金の発効日が、10 月 1 日以前になるよう審議を進めることを求めます。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり、生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な格差となり、地方から都市部へ人口流出と地域経済疲弊の要因となっています。これ以上の地域間格差を広げないために中央最低賃金審議会のランク別賃金の目安にこだわらない賃上げが必要です。昨年は 39 県で目安賃金を超える答申が出されました。そして一日も早い「全国一律の最低賃金制度」の確立が求められています。国に対し「全国一律の最低賃金制度」の確立を求める意見書を提出するよう求めます。

「8 時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくよう要請いたします。

以 上

2026 年 7 月 21 日

静岡労働局長 國 分 一 行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

国鉄労働組合 静岡地方本
静岡分会
執行委員長 塩 澤 好

2026 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。私たちは、JR東海・JR貨物と関連会社に勤める組合員で組織されています国鉄労働組合静岡地方本部静岡分会です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ意見をのべさせていただきます。

最低賃金は 2025 年の改定によって、静岡県は時間額 1,097 円となりました。しかし時間額 1,097 円では、月額 170,035 円(7.75 時間×20 日)、年収 2,040,420 円であり、ワーキングプア の状況を脱することはできません。恒常的な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。最低賃金制度は、労働者の生活保障を目的とする制度であり、日本国憲法第 25 条に基づく生存権保障と密接に関連するものです。最低賃金法に定めるいわゆる「法定三要素」は総合的に勘案されるべきである一方、その検討にあたっては、生計費を基軸とする視点が制度目的上、特に重要であると考えます。また、最低賃金法の第一条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び…(途中省略)…国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と記載されています。

静岡県で 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額 28.5 万円(税込み)・時間額 1,904 円以上(月 150 時間換算)必要との結果(静岡県評調べ)となり政府が掲げる「2020 年代に全国加重平均時給 1,500 円」でもすでに生活できない状況が示されています。改定額の審議においては、生計費を基軸とした審議を行い、労働者の生活の安定を図るために静岡県の最低賃金を直ちに 1,700 円以上に引き上げることを求めます。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる実効ある支援策として社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなど特別な財政措置を行うことを政府や静岡県に要請するよう求めます。

最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させることと、審議会をすべて公開し、議事録は、全文をホームページに掲載することを求めます。また、いままでの審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法9条のいわゆる3要素を考慮して決められたのかもわかりません。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。



2025 年の改定では、発効日の大幅な先送り・分散化の急増 です。発効日は「公示の日から起算して 30 日を経過した日」(最低賃金法第 14 条 2 項)が原則 ですが、2025 年の改定では 10 月発効は 20 都道府県(昨年 46 都道府県)にとどまり、静岡県で は 11 月発効でした。(11 月 13 府県、12 月 8 県、1 月 4 県、3 月 2 県)発効日の先送りは、近隣地域との間でこれまでにない格差を労働者に新たに強いることとなります。物価高騰が続くなか、発効日の先送りは労働者の生活をさらに厳しいものにします。最低賃金はその年の 4 月時点の春闘賃上げ状況や物価の状況を基に検討されており、本来なら 4 月に遡って支払われてしかるべきもので、10 月発効でも半年近い遅れです。それを翌年まで先送りすることは最低賃金引き上げの効果を著しく損なうものです。このような運用は、新たな地域間格差を生み、「労働者の 生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にも反するものです、最低賃金の発効日が、10 月 1 日以前になるよう審議を進めることを求めます。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり、生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な格差となり、地方から都市部へ人口流出と地域経済疲弊の要因となっています。これ以上の地域間格差を広げないために中央最低賃金審議会のランク別賃金の目安にこだわらない賃上げが必要です。昨年は 39 県で目安賃金を超える答申が出されました。そして一日も早い「全国一律の最低賃金制度」の確立が求められています。国に対し「全国一律の最低賃金制度」の確立を求める意見書を提出するよう求めます。

「8 時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の 実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくよう要請いたします。

以 上

2026年7月8日

静岡労働局 局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

全日本年金者組合静岡支部
支部長 石川 哲 矢

2026 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、静岡市内(葵区・駿河区)の年金受給者で組織している全日本年金者組合静岡支部です。

今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見を述べさせていただきます。

私たちは、物価高騰に見合う年金額の改定を求めましたが、2026 年度の改定額は、実質 1.3% の減額でした。毎年の実質年金額の減額により、生活費補填のため、働かざるを得ない高齢者の就労人口は年々増加しています。就労者のうち大部分は最低賃金すれすれです。

最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

最低賃金は 2025 年の改定によって、静岡県は時間額 1,097 円となりました。しかし時間額 1,097 円では、月額 170,035 円(7.75 時間×20 日)、年収 2,040,420 円であり、ワーキングプア の状況を脱することはできません。恒常的な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。最低賃金制度は、労働者の生活保障を 目的とする制度であり、日本国憲法第 25 条に基づく生存権保障と密接に関連するものです。

昨年、静岡県評は 2015 年に算出した「最低生計費試算調査結果」のアップデートを行いました。その結果、静岡県で 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額 28.5 万円(税込み)・時間額 1904 円以上(月 150 時間換算)必要との結果となり 政府が掲げる「2020 年代に全国加重平均時 給 1,500 円」でもすでに生活できない状況が示されています。

改定額の審議においては、生計費を基軸とした審議を行い、中央最低賃金審議会の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために静岡県の最低賃金を 1,700 円以上に引き上げることを求めます。最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的強化は欠かすことができません。中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる実効ある支援策として社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなど特別な財政措置を行うことを政府や静岡県に要請するよう求めます。

最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させることと、審議会をすべて公開し、議事録は、全文をホームページに掲載することを求めます。また、いままでの審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法9条のいわゆる3要素を考慮して決められたのかもわかりません。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり、生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な格差となり、地方から都市部へ人口流出と地域経済疲弊の要因となっています。これ以上の地域間格差を広げないために中央最低賃金審議会のランク別賃金の目安にこだわらない賃上げが必要です。昨年は 39 県で目安賃金を超える答申が出されました。そして一日も早い「全国一律の最低賃金制度」の確立が求められています。国に対し「全国一律の最低賃金制度」の確立を求める意見書を提出するよう求めます。

「8 時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。



以上

2026 年 7 月 17 日

静 岡 労 働 局
局 長 國 分 一 行 様
静岡地方最低賃金審議会
会 長 畑 隆 様

静岡地区労働組合連合会
議 長 松 川 功 様

静岡県最低賃金の改定審議に対する意見

静岡県内の労働者の賃金引き上げにつながる静岡県最低賃金を決める重責を担い奮闘されている静岡地方最低賃金審議会委員の皆さんに対して心より敬意を表します。

私たちは静岡地区の労働組合でつくる静岡地区労働組合連合会です。

静岡県最低賃金は現在時給 1,097 円です。1 日 8 時間、月 20 日働いてもこの金額では約 175,000 円程度です。物価高騰が続き、特にどうしても買わざるを得ない野菜や肉、魚などの食料品の値段がどんどん上がり続けています。（静岡市の消費者物価の食料品 2026 年 5 月は、前年度同月より 4.3%増）昨年実施した静岡県労働組合評議会（静岡県評）の最低生計費試算調査では、「普通」に暮らすには、時間給 1,904 円（25 歳男性）の賃金が必要と明らかになりました。

物価高騰、生計費調査からも、私たちは静岡県の最低賃金を今年の改定で 1,700 円以上にすることを求めます。

その引き上げと同時に、賃金を支払う立場にある中小零細業者に対して、国や自治体の中小企業予算の増額、直接的な助成金の支給、社会保険料の減免・軽減などの措置、公正な取引の実現などの支援がどうしても必要です。

静岡地方最低賃金審議会のなかで、どのような支援拡充が有効か、討議を進め、最低賃金引き上げとともに国や静岡県、市町に対し中小企業支援の拡充を求めて下さい。

今年も静岡地方最低賃金審議会では、審議の公開について一部のみです。静岡地方最低賃金審議会の全面公開、すべての審議の議事録公開、審議委員の選出など透明性の確保について改めて議論し、来年度は確実に全面公開されることを求めます。

最後に私たちは現行の都道府県別最低賃金でなく、全国一律最低賃金制度を求めています。審議会のなかで、議論・検討をして国に対して全国一律最低賃金への最賃法改正を求めて下さい。

以上



2026 年 7 月 21 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

静岡県西部地区組合連
議 長 堀内 慶一

2026 年度 静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、静岡県西部地区のローカルセンターの静岡県西部地区労働組合連合です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見を述べさせていただきます。

長期に渡る物価上昇により、労働者の生活実態は依然として厳しい状況におかれています。食料品や光熱費をはじめとする生活関連物価の上昇は家計に大きな負担を与えており、生活改善が実感できる状況ではありません。

とりわけ、非正規労働者や女性労働者への影響が大きく、現在の時給 1097 円では安心した生活を送ることができません。最低賃金を 1700 円以上に引き上げていただくようお願いいたします。

最低賃金の引き上げにあたっては、同時に中小企業に対する支援の抜本的な強化が必要です。中小企業においては、社会保険料の 2 分の 1 が負担になっています。この事業主負担部分を免除・軽減するなど、特別な財政措置を行うことを政府や静岡県に要請するよう求めます。

最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させることと、審議会をすべて公開していただくようお願いします。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされていますので、静岡県においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

また、2025 年の改定では、発効日が 11 月 1 日で、例年より 1 カ月も遅くなりました。物価高騰が続くなか、発効日の先送りは労働者の生活をさらに厳しいものにします。最低賃金はその年の 4 月時点の春闘賃上げ状況や物価の状況を基に検討されており、本来なら 4 月に遡って支払われてしかるべきもので、10 月発効でも半年近い遅れです。それを翌年まで先送りすることは最低賃金引き上げの効果を著しく損なうものです。こうした運用は、新たな地域間格差を生み、「労働者の生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にも反するものです。最低賃金の発効日が、10 月 1 日以前になるよう審議を進めることを求めます。

最低賃金の地域間格差は、地方から都市部へ人口流出と地域経済疲弊の要因となっています。これ以上の地域間格差を広げないために中央最低賃金審議会のランク別賃金の目安にこだわらない賃上げが必要です。そして一日も早い「全国一律の最低賃金制度」の確立が求められています。国に対し「全国一律の最低賃金制度」の確立を求める意見書を提出するよう求めます。



2026 年 7 月 1 日

静岡労働局長 國分 一行様

静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆様

藤枝地区労働組合センター

議長 橋本 純

2026 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、静岡県志太地域で働く労働者のローカルセンターの藤枝地区労働組合センターです。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

最低賃金は 2025 年の改定によって、静岡県は時間額 1,097 円となりました。しかし時間額 1,097 円では、月額 170,035 円（7.75 時間×20 日）、年収 2,040,420 円であり、ワーキングプアの状況を脱することはできません。恒常的な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。最低賃金制度は、労働者の生活保障を目的とする制度であり、日本国憲法第 25 条に基づく生存権保障と密接に関連するものです。

最低賃金法に定めるいわゆる「法定三要素」は総合的に勘案されるべきである一方、その検討にあたっては、生計費を基軸とする視点が制度目的上、特に重要であると考えます。また、最低賃金法の第一条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び…（途中省略）…国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と記載されています。また、昨年、静岡県評が 2015 年に算出した「最低生計費試算調査結果」のアップデートがされました。その結果、静岡県で 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額 28.5 万円（税込み）・時間額 1904 円以上（月 150 時間換算）必要との結果となり、政府が掲げる「2020 年代に全国加重平均時給 1,500 円」でもすでに生活できない状況が示されています。改定額の審議においては、生計費を基軸とした審議を行い、中央最低賃金審議会の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために静岡県の最低賃金を 1,700 円以上に引き上げることを求めます。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる実効ある支援策として社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなど特別な財政措置を行うことを政府や静岡県に要請するよう求めます。

最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させることと、審議をすべて公開し、議事録は、全文をホームページに掲載することを求めます。また、いままでの審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法 9 条のいわゆる 3 要素を考慮して決められたのかもわかりません。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

2025 年の改定で看過できない問題となっているのが、発効日の大幅な先送り・分散化の急増です。発効日は「公示の日から起算して 30 日を経過した日」（最低賃金法第 14 条 2 項）が原則ですが、2025 年の改定では 10 月発効は 20 都道府県（昨年 46 都道府県）にとどまり、静岡県では 11 月発効でした。（11 月 13 府県、12 月 8 県、1 月 4 県、3 月 2 県）発効日の先送りは、近隣地域との間でこれまでにない格差を労働者に新たに強いることとなります。物価高騰が続くなか、発効日の先送りは労働者の生活をさらに厳しいものにします。最低賃金はその年の 4 月時点の春闘賃上げ状況や物価の状況を基に検討されており、本来なら 4 月に遡って支払われてしかるべきもので、10 月発効でも半年近い遅れです。それを翌年まで先送りすることは最低賃金引き上げの効果を著しく損なうものです。こうした運用は、新たな地域間格差を生み、「労働者の生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にも反するものです。最低賃金の発効日が、10 月 1 日以前になるよう審議を進めることを求めます。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり、生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な格差となり、地方から都市部へ人口流出と地域経済疲弊の要因となっています。これ以上の地域間格差を広げないために中央最低賃金審議会のランク別賃金の目安にこだわらない賃上げが必要です。昨年は 39 県で目安賃金を超える答申が出されました。そして一日も早い「全国一律の最低賃金制度」の確立が求められています。国に対し「全国一律の最低賃金制度」の確立を求める意見書を提出するよう求めます。

「8 時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上



2026 年 7 月 17 日

静岡県労働組合評議会・パート臨時労組連

代表幹事 菊池

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

令和 8 年度静岡地方最低賃金審議会開催にあたって意見書

貴審議会の最低賃金審議に敬意を表します。

私たちは、20 年以上前から増加する非正規労働者の処遇改善を求め、日々運動を進めています。非正規労働者の問題は、低賃金と不安定雇用です。社会保障が後退する中で、最も弱い立場になっているのが非正規雇用労働者であるといえます。中でも賃金の低さは生存を脅かす問題につながると考え、最低賃金の引き上げは最重要課題として取り組んでまいりました。最低賃金は「働いたら暮らせる賃金」でなくてはなりません。必要なものを買うこともできず、買い控えをしなければならないような、「働いても暮らせない賃金」では労働者の労働意欲の低下をもたらし、産業効率の上昇も見込めません。社会不安も増大します。社会の安定のためにも、最低賃金の大幅引き上げは日本社会にとって最重要課題と考えます。

昨年、静岡県の最低賃金は中央最低賃金審議会の目安どおり 63 円引きあがり、時間額 1,097 円になりました。しかし物価高騰は、賃金の引き上げをはるかに上回り、留まるところを知らず、この引き上げでは到底追いつかない状況で、労働者の生活は困難を極めています。物価高騰だけではなく、税金も引き上げられ収入の 45%を超えるような状態で、「働いても手取りは半分？」という状況です。その昔、年貢が 5 割を超えると一揆が起きると言われていました。かの徳川家康も、年貢は 4 割に抑えたと言われています。今の日本で一揆が起きないのが不思議なくらいです。

中央最低賃金審議会の目安額は、A・B ランクが 63 円、C ランクが 64 円でした。全国 47 都道府県で最低賃金が 1000 円を超えることを意識した目安額と聞いています。地方最低賃金審議会での審議を経て大半がこれを大きく上回る引き上げを行いました。

静岡県は 10 年以上も、最低賃金の過重平均額を下回っています。目安額に縛られることなく、県民の生活実態に鑑み、目安額以上の引き上げを行い、まずは時間額 1,500 円以上に引き上げることを求めます。



上がり続ける物価の実態を鑑みるに、今年の最低賃金審議においてはまず、生活できる賃金を確保することを求めます。最賃決定要綱にひとつ「生計費」については、「標準生計費」ではなく「最低生計費」を用いることを求めます。静岡県労働組合評議会においては過去2回最低生計費試算調査を実施し、時間額1,500円を超えることが証明されております。その後の物価高騰を考慮し、試算し直したところ時間額1,900円が必要であることがわかりました。政府も財界も経済の回復には最低賃金の大幅引き上げは必要であることを表明しています。静岡県におきましても、労働力の確保、地場産業の承継のためにも、賃金を引き上げ、事業を回していくことが必要であると考えます。

昨今の雇用状況は人手不足が顕著であり、労働力確保のために全体の賃金相場は引きあがっています。しかし、静岡県は近隣の神奈川県・愛知県に比べ最低賃金が大幅に低く、賃金全体も引きあがっていません。結果、県境では県境を越えて就労するという状況が発生しております。近隣の県に比べ賃金が低いことは、この10年改善されていない他県への労働人口の流出の原因です。静岡県の労働力確保のためにも、賃金の大幅引き上げは喫緊の課題です。賃金相場に大きな影響力を持つ最低賃金の大幅引き上げも「待ったなし」です。今年の春闘は今までにない賃上げを引き出したと言われますが、大企業での成果は、事業者の90%以上、労働者の70%以上を占める中小企業には及んでいないのが現実です。賃金相場を大きく引き上げるためにも賃金の基準となる最低賃金の大幅引き上げを求めます。

また、最低賃金引き上げの3要素のひとつである「事業者の支払い能力」について、財界より考慮されることが要請されたというニュースがありました。この「事業者の支払い能力」については諸外国では考慮される要素にはなっていません。確かに、この諸物価高騰が経営に困難をきたす事は想像できます。であれば、行政として早急に物価対策をうち、事業者には抜本的な対策を推進することを要請すべきです。これまで、「事業者の支払い能力」を考慮した結果最低賃金の引き上げが進まないという実態がありました。しかし、今や財界も賃金の引き上げが経済の好循環を生むことを重視し、賃金の引き上げを推進しています。翻って、事業者の90%以上を占める中小企業の経営状況はどうでしょうか。多重下請け構造をはじめ、従前の「支払い能力」を持ち出さざるを得ない状況が改善されているとは思えません。人材確保のためにも、経済の好循環の為にも、賃金の引き上げを避けて通ることはできません。中小企業が大企業の利益を支えているといっても過言ではない日本の経営構造で、具体的で有効な中小企業支援なしには日本経済の未来はありません。中小企業が賃上げを可能にするための具体的施策を提示するよう、最賃審議会として政府に求めて

ください。他県では、中小企業に直接支援する施策を打ち出している事例もあります。これまでの清算主義で、賃上げをした企業に給付するのではなく、中小企業に賃上げにつながる給付を行うよう求めてください。今日本経済を支えている中小企業の支援に本腰を入れないと、中小企業は事業をたたむか、多数の低賃金労働者を発生させることになり、日本経済の発展には程遠いものになります。日本社会が労働力としてアテにしている外国人労働者にも、他国はもっと賃金が高いのですから日本の低賃金は受け入れられません。労働力確保の為にも、実効性のある中小企業支援を求めます。

多方面からの経済の立て直しに目を向けた最賃審議としていただくことを求めます。

経済格差の広がりはずすまます拡大し、物価高騰にも追い付かない生活状況を改善するには、賃金の引き上げしかありません。最低賃金近傍で働く非正規労働者は、未だに減りません。賃金の基本となる最低賃金の引き上げは、経済回復のカギです。最低賃金の引き上げはひとりひとりの生活がかかった問題です。多角的に考察し、生活の改善、社会の安定を実現させる最低賃金審議会としていただくよう願いたします。

そして、審議会が公開されず、密室審議ではないかと疑念をもたれるような現在の審議会のありかたを改善し、審議会の審議経過が県民に公開され、県民の支持を受けられるよう何らかの措置をとっていただくようお願いいたします。

以上

静岡地方最低賃金審議会への意見書

令和7年7月15日

静岡県生活と健康を守る会連合会

松内 是卓

① 「能力の共同性」から見た最低賃金制

「誰もが、労働と生活の中で、周りの人々のさまざまな協力や支援を受けて、能力を手に入れ、開花させていきます。所得格差は、個人の努力だけによるものではありません」『社会保障運動入門』。そこから「能力の共同性」という考え方が生まれてきます。本来は労働組合が労働者に教育すべきなのですが組合の弱体化のなかで「能力」という点からも自己責任という考え方が横行しているようです。生健会の事務所で相談に乗っていると「自己責任」のために伸びる能力が閉じ込められているように感じる人と出会います。

高等教育を受けて人間的にもしっかりしていながらある時期から社会と家庭に適用できず障がい認定、家族からも離れ生活保護を受けた40歳代から50歳代の男性・女性を知っています。能力も優れているのになぜか？「能力」ということに誤った見方があるように見えます。やはり儲かったものから税を徴収し社会に還元するしくみこそが「最低賃金制」なのに充分機能していないのが要因だと考えます

生活と健康を守る会は健康で文化的くらしを国や資本に求める団体です。会の構成員の多くは労働組合に所属していない労働者や自営業者がほとんどです。

② 最低年金も機能していない現実

最低賃金制は将来年金の保証とも連動します。年金を受け取っている女性の80%以上の方が月10万円以下という現実を聞きました。月10万円というのは生活扶助+住宅扶助で支払われる国の最低生活費に相当します。生活保護費の水準です。月10万円では医療費まではカバーできません。社会人としてまともに働いても10万円とは驚くべき現実です。年金制度の不備というだけでなく、最低賃金制の不備だと考えます。中小企業に直接支援を行っている県も広がっていると聞きます。さまざまな施策を実行してください。

静岡市葵区柳町123番地

電話 054 (254) 2998

FAX 054 (255) 7010



令和8年度 静岡地方最低賃金審議会への意見書

主旨

- ①労働者の生活の安定を図るために最低賃金を1,700円以上に引き上げてください。
- ②最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。
- ③審議会をすべて公開とし、より広範な労働者の意見を聴取するために意見陳述を実施し、審議に反映させること。
- ④発行日はおそくとも10月1日とすること。
- ⑤最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを国に要望すること。

理由

医療機関、介護事業所においても人員不足は深刻です。その理由は国が決める公定価格である診療報酬、介護報酬が物価・人件費の高騰に追いついていないからです。そのため医療・介護事業所のほとんどが赤字経営を強いられており、人材不足を補うだけの賃金を出すことができない状態です。

この間大手人材紹介会社によるカルテルの疑いで、公正取引委員会による調査がおこなわれおりましたが、紹介料は年収の3割程度とされるなど跳ね上がるばかりで、人件費を押し上げ経営を圧迫しています。

医療・介護など人の療養生活に深くかかわるケア労働者の賃金水準をあげなければこうした状況は変わりません。そのためにも最低賃金を1,700円とし、そのための医療・介護を含む中小事業者への国の支援を求めます。

診療報酬や介護報酬を上げるだけではなく、医療・介護への国庫負担率を上げ、患者・利用者負担が過重とならないよう配慮を求めます。

2026年7月3日

医療法人社団静岡健生会

静岡田町診療所

所長 小林豊子

訪問看護ステーションふれあい

所長 笹下奈緒子

静岡田町福祉サービスセンター

所長 大石明子

